

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

岩手県知事 増田 寛也

岩手県条例第7号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

| | |
|--|------------------------------|
| <p>1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第9条の5第1項の新たに生じた土地の届出の受理</p> <p>(2) 法第9条の5第2項の新たに生じた土地の告示</p> <p>(3) 法第260条第1項の町又は字の区域の新設等の届出の受理</p> <p>(4) 法第260条第2項の町又は字の区域の新設等の告示</p> | <p>盛岡市、一関市、奥州市、雫石町及び西和賀町</p> |
| <p>2 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第59条第1項の報告の徴収又は立入調査等（法第39条第1項及び第2項の業務を目的とする施設に係るものに限る。）</p> <p>(2) 法第59条第3項の施設の設備又は運営の改善その他の勧告（法第39条第1項及び第2項の業務を目的とする施設に係るものに限る。）</p> <p>(3) 法第59条第4項の勧告に従わなかった旨の公表（前号の勧告に係るものに限る。）</p> <p>(4) 法第59条第5項及び第6項の事業の停止又は施設の閉鎖の命令（法第39条第1項及び第2項の業務を目的とする施設に係るものに限る。）</p> <p>(5) 法第59条の2第1項の施設の名称等の届出の受理</p> <p>(6) 法第59条の2第2項の届け出た事項の変更等の届出の受理</p> <p>(7) 法第59条の2の5第1項の施設の運営状況の報告の受理</p> <p>(8) 法第59条の2の5第2項の施設の運営状況等の公表</p> | <p>遠野市、一関市及び釜石市</p> |
| <p>3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（土地改良事業の施行に係る地域が他の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(1) 法第48条第1項の土地改良事業計画の変更等の認可</p> <p>(2) 法第48条第8項において準用する法第6条第3項のあっせん又は調停</p> <p>(3) 法第48条第8項において準用する法第6条第4項の意見の聴取等</p> <p>(4) 法第48条第8項において準用する法第6条第5項の勧告</p> <p>(5) 法第48条第9項、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する法第8条第1項の適否の決定及び通知</p> <p>(6) 法第48条第9項、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する法第8条第2項の専門技術者への調査依頼</p> <p>(7) 法第48条第9項、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する法第8条第6項の公告及び縦覧</p> <p>(8) 法第48条第9項、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する法第9条第2項の専門技術者の意見の聴取及び異議の申出に対する決定</p> <p>(9) 法第48条第10項（法第95条の2第3項において準用する場合を含む。）</p> | <p>一関市</p> |

| | |
|--|--|
| <p>の土地改良事業計画の変更等の認可申請に係る手続の省略の認定</p> <p>(10) 法第48条第11項（法第95条の2第3項において準用する場合を含む。）の公告</p> <p>(11) 法第52条第1項（法第96条において準用する場合を含む。）の換地計画の認可</p> <p>(12) 法第52条の2第1項（法第53条の4第2項及び第96条において準用する場合を含む。）の適否の決定及び通知</p> <p>(13) 法第52条の2第3項（法第53条の4第2項及び第96条において準用する場合を含む。）の農業委員会の意見の聴取</p> <p>(14) 法第52条の2第4項（法第53条の4第2項及び第96条において準用する場合を含む。）において準用する法第8条第6項の公告及び縦覧</p> <p>(15) 法第52条の3第2項（法第53条の4第2項及び第96条において準用する場合を含む。）において準用する法第9条第2項の意見の聴取及び異議の申出に対する決定</p> <p>(16) 法第52条の3第2項（法第53条の4第2項及び第96条において準用する場合を含む。）において準用する法第9条第4項の申請の却下</p> <p>(17) 法第53条の4第1項（法第96条において準用する場合を含む。）の換地計画の変更の認可</p> <p>(18) 法第54条第3項（法第96条において準用する場合を含む。）の届出の受理</p> <p>(19) 法第54条第4項（法第96条において準用する場合を含む。）の公告</p> <p>(20) 法第54条第5項（法第96条において準用する場合を含む。）の登記所への通知</p> <p>(21) 法第95条第1項の土地改良事業の施行の認可</p> <p>(22) 法第95条第4項の公告</p> <p>(23) 法第95条の2第1項の土地改良事業の変更及び廃止の認可</p> <p>(24) 法第113条の2第1項の工事の完了等に係る届出の受理</p> <p>(25) 法第113条の2第2項の工事の完了に係る公告</p> <p>(26) 法第122条第2項ただし書の土地の形質の変更等に係る許可</p> | |
| <p>4 漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく水産動植物の採捕又は移植に係る申請、届出その他の書類の受理に関する事務で規則で定めるもの</p> | <p>市町村（宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、川井村、野田村及び洋野町を除く。）</p> |
| <p>5 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第1項の身体障害者相談員の委託</p> | <p>遠野市、一関市、雫石町及び西和賀町</p> |
| <p>6 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第11条第3項の火薬類の貯蔵の技術上の基準適合の命令</p> <p>(2) 法第12条第1項の火薬庫の設置等の許可</p> <p>(3) 法第12条第2項の火薬庫の軽微な変更工事の届出の受理</p> <p>(4) 法第12条の2第2項の地位の承継の届出の受理</p> <p>(5) 法第14条第2項の火薬庫の構造等の技術上の基準適合の命令</p> | <p>遠野市</p> |

| | |
|--|------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (6) 法第15条第1項の火薬庫の完成検査又は同項ただし書の届出の受理 (7) 法第15条第2項の火薬庫の変更工事の完成検査又は届出の受理 (8) 法第15条第3項の火薬庫の完成検査結果の報告の受理 (9) 法第16条第2項の火薬庫の用途廃止の届出の受理 (10) 法第17条第1項の譲渡又は譲受けの許可 (11) 法第17条第3項の譲渡又は譲受けの許可の取消し (12) 法第17条第4項の譲渡許可証又は譲受許可証の交付 (13) 法第17条第6項の譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間の設定 (14) 法第17条第7項の譲渡許可証又は譲受許可証の書換え (15) 法第17条第8項の譲渡許可証又は譲受許可証の再交付 (16) 法第25条第1項の消費の許可 (17) 法第25条第3項の消費の許可の取消し (18) 法第27条第1項の廃棄の許可 (19) 法第30条第3項の取扱保安責任者等の選任等の届出の受理（製造施設に係るものを除く。） (20) 法第33条第2項の取扱保安責任者の代理者の選任等の届出の受理（製造施設に係るものを除く。） (21) 法第34条第2項の取扱保安責任者等の解任の命令 (22) 法第35条第1項の火薬庫の保安検査又は届出の受理 (23) 法第35条第3項の火薬庫の保安検査結果の報告の受理 (24) 法第35条の2第2項の定期自主検査計画の届出の受理（製造施設に係るものを除く。） (25) 法第35条の2第3項の定期自主検査の報告の受理（製造施設に係るものを除く。） (26) 法第35条の2第4項の立合い（製造施設に係るものを除く。） (27) 法第36条第1項の安定度試験の実施報告の受理（輸入に係るものを除く。） (28) 法第36条第2項の安定度試験の実施命令 (29) 法第42条の事業等の報告の徴収（製造施設に係るものを除く。） (30) 法第43条第1項の立入検査等（製造施設に係るものを除く。） (31) 法第45条の緊急措置等（製造業者に係るものを除く。） (32) 法第45条の3の10第1項の認定完成検査実施者の検査記録の届出の受理（製造施設に係るものを除く。） (33) 法第45条の3の10第2項の認定保安検査実施者の検査記録の届出の受理（製造施設に係るものを除く。） (34) 法第46条第2項の火薬類による災害の発生の報告の徴収（製造施設に係るものを除く。） (35) 法第47条の現状変更の指示（製造施設に係るものを除く。） (36) 法第52条第1項の公安委員会からの意見の聴取 (37) 法第52条第2項の通報 | |
| <p>7 道路法（昭和27年法律第180号）第13条第1項の国道の維持、修繕その他の管理で規則で定めるもの</p> | <p>岩泉町</p> |
| <p>8 道路法第15条の県道の管理で規則で定めるもの</p> | <p>岩泉町及び田野畑村</p> |
| <p>9 道路法第15条の県道の改築で規則で定めるもの</p> | <p>大船渡市及び一関市</p> |
| <p>10 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第7条第2項各号の特定商工業者該当基準の引上げの許可 | <p>一関市</p> |

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (2) 法第10条第2項の商工業者法定台帳の作成期間の延長 (3) 法第10条第3項の延長の通知 (4) 法第12条第1項の負担金賦課の許可 (5) 法第46条第2項の定款変更の認可（法第25条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで、第12号から第15号まで及び第18号の事項に係るものを除く。） (6) 法第46条第4項において準用する法第28条の認可又は不認可の通知（前号の認可に係るものに限る。） (7) 法第57条の収支決算等の報告の受理 | |
| <p>11 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（盛岡市にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の20の2第1項の規定により特例市が処理することとされている事務以外のものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第76条第1項の土地の形質の変更、建築物の新築及び物件の設置等の許可 (2) 法第76条第2項の意見の聴取 (3) 法第76条第4項の土地の原状回復及び建築物の移転等の命令 (4) 法第76条第5項の土地の原状回復及び建築物の移転等の措置並びに公告 | <p>市並びに雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町</p> |
| <p>12 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ及び第63条第3項第5号イの優良な宅地の造成の認定 (2) 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ及び第63条第3項第6号の優良な住宅の新築の認定 | <p>盛岡市</p> |
| <p>13 租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定に係る申請に必要な証明書の交付</p> | <p>一関市</p> |
| <p>14 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第12条の路外駐車場の設置又は設置の届出に係る事項の変更の届出の受理 (2) 法第13条第1項の路外駐車場に係る管理規程の届出の受理 (3) 法第13条第4項の路外駐車場に係る管理規程の変更の届出の受理 (4) 法第14条の路外駐車場の休止、廃止又は再開の届出の受理 (5) 法第18条第1項の路外駐車場管理者からの報告及び資料の徴収並びに立入検査 (6) 法第19条の路外駐車場の構造、設備又は業務の運営の是正及び路外駐車場の供用の停止の命令 | <p>市（盛岡市を除く。）並びに雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町</p> |
| <p>15 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第4条の2の地域準則の制定 (2) 法第6条第1項及び第7条第1項の特定工場の新設等の届出の受理 (3) 法第8条第1項の変更の届出の受理 (4) 法第9条第1項及び第2項の勧告 (5) 法第10条第1項の変更の命令 (6) 法第11条第2項の期間の短縮 (7) 法第12条の氏名等の変更の届出の受理 (8) 法第13条第3項の地位の承継の届出の受理 | <p>宮古市、遠野市、一関市及び西和賀町</p> |
| <p>16 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第1項の知的障害者相談員の委託</p> | <p>遠野市、一関市、雫石町及び西和賀町</p> |

| | |
|--|----------|
| | 町 |
| <p>17 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第42条第5項（法第48条第5項において準用する場合を含む。）の総会招集の承認</p> <p>(2) 法第44条第2項（法第48条第5項において準用する場合を含む。）の定款変更の認可</p> <p>(3) 法第44条第4項（法第48条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第24条の認可又は不認可の通知</p> <p>(4) 法第49条の決算関係書類の受理</p> <p>(5) 法第52条第2項の解散の届出の受理</p> <p>(6) 法第53条の清算人の選任</p> <p>(7) 法第54条第1項及び第2項の財産処分方法の認可</p> <p>(8) 法第54条第4項において準用する法第24条の認可又は不認可の通知</p> <p>(9) 法第55条において準用する民法（明治29年法律第89号）第83条の清算終了の届出の受理</p> | 一関市 |
| <p>18 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるもの及び造成面積が4ヘクタールを超える宅地造成に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第8条第1項の宅地造成の工事の許可</p> <p>(2) 法第10条第2項の許可又は不許可の通知</p> <p>(3) 法第11条の国又は県との協議</p> <p>(4) 法第12条第1項の工事完了の検査</p> <p>(5) 法第12条第2項の検査済証の交付</p> <p>(6) 法第13条第1項の許可の取消し</p> <p>(7) 法第13条第2項の工事の施行の停止その他の措置の命令</p> <p>(8) 法第13条第3項の宅地の使用禁止その他の措置の命令</p> <p>(9) 法第13条第4項の工事の施行の停止命令及び作業の停止命令</p> <p>(10) 法第13条第5項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の措置及び公告</p> <p>(11) 法第14条第1項から第3項までの届出の受理</p> <p>(12) 法第15条第2項の措置の勧告</p> <p>(13) 法第16条第1項及び第2項の改善の命令</p> <p>(14) 法第17条第1項の立入検査</p> <p>(15) 法第18条の報告の徴収</p> | 宮古市及び釜石市 |
| <p>19 河川法（昭和39年法律第167号）第9条第2項の一级河川の河川工事で規則で定めるもの</p> | 一関市 |
| <p>20 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第5条第1項ただし書の建設等の許可</p> <p>(2) 法第6条第1項の施設の移転等の命令</p> <p>(3) 法第6条第2項の措置及び公告</p> <p>(4) 法第38条第1項の権利の設定又は移転の承認</p> | 花巻市 |
| <p>21 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第3条第1項の液化石油ガス販売事業の登録</p> | 遠野市 |

- (2) 法第3条の2第3項の液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧
- (3) 法第6条（法第35条の4において準用する場合を含む。）の登録行政庁の変更の届出の受理
- (4) 法第8条（法第35条の4において準用する場合を含む。）の液化石油ガス販売事業者の氏名等の変更の届出の受理
- (5) 法第10条第3項（法第35条の4において準用する場合を含む。）の液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出の受理
- (6) 法第13条第2項の災害の発生の防止に関し必要な措置の命令
- (7) 法第14条第2項の一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令
- (8) 法第16条第3項の貯蔵施設等に関する技術上の基準適合の命令
- (9) 法第16条の2第2項の供給設備に関する技術上の基準適合の命令
- (10) 法第19条第2項の業務主任者の選任等の届出の受理
- (11) 法第21条第2項の業務主任者の代理者の選任等の届出の受理
- (12) 法第22条の業務主任者等の解任の命令
- (13) 法第23条（法第35条の4において準用する場合を含む。）の液化石油ガス販売事業の廃止の届出の受理
- (14) 法第25条の液化石油ガス販売事業者の登録の取消し
- (15) 法第26条の液化石油ガス販売事業者の登録の取消し又は液化石油ガス販売事業の停止の命令
- (16) 法第26条の2の液化石油ガス販売事業者の登録の消除
- (17) 法第29条第1項の保安機関の認定
- (18) 法第32条第1項の保安機関の認定の更新
- (19) 法第33条第1項の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可
- (20) 法第33条第2項の保安業務に係る一般消費者等の数の減少の届出の受理
- (21) 法第34条第3項の保安機関への保安業務の実施又は改善の命令
- (22) 法第35条第1項の保安業務規程の制定又は変更の認可
- (23) 法第35条第3項の保安業務規程の変更の命令
- (24) 法第35条の2の保安機関の認定の基準適合の命令
- (25) 法第35条の3の保安機関の認定の取消し
- (26) 法第35条の5の消費設備の技術上の基準適合の命令
- (27) 法第35条の6第1項の液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定
- (28) 法第35条の7の販売契約等に係る一般消費者等の数の報告の受理
- (29) 法第35条の10第1項の認定液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定の取消し
- (30) 法第35条の10第2項の認定液化石油ガス販売事業者への報告の催告又は認定の取消し
- (31) 法第36条第1項の貯蔵施設等の設置の許可
- (32) 法第37条の2第1項の貯蔵施設の位置等の変更の許可
- (33) 法第37条の2第2項の貯蔵施設の撤去等の届出の受理
- (34) 法第37条の3第1項の貯蔵施設等の完成検査
- (35) 法第37条の3第2項の協会又は指定完成検査機関による完成検査結果の報告の受理
- (36) 法第37条の7第1項の貯蔵施設等の許可の取消し又は使用の停止の命令（充てん設備に係るものを除く。）
- (37) 法第37条の7第2項の特定供給設備の使用の停止命令の通知
- (38) 法第38条の3の液化石油ガス設備工事の届出の受理
- (39) 法第38条の10第1項の特定液化石油ガス設備工事事業の届出の受理

| | |
|--|---|
| <p>(40) 法第38条の10第2項の特定液化石油ガス設備工事業者の氏名等の変更又は廃止の届出の受理</p> <p>(41) 法第82条第1項の液化石油ガス販売事業者等からの報告の徴収</p> <p>(42) 法第83条第1項の液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等への立入検査等</p> <p>(43) 法第83条第3項の液化石油ガス販売事業者の事務所等への立入検査等又は液化石油ガスの収去</p> <p>(44) 法第83条第4項の保安機関の事務所等への立入検査等</p> <p>(45) 法第83条の2第1項の液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する液化石油ガス器具等の提出の命令</p> <p>(46) 法第87条第1項の関係行政機関への通報</p> | |
| <p>22 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第53条第1項の建築の許可（法第55条第1項に該当するものを除く。）</p> <p>(2) 法第53条第2項において準用する法第42条第2項の国の機関との協議</p> <p>(3) 法第80条第1項の報告及び資料提出の要求並びに勧告及び助言（第1号の許可に係るものに限る。）</p> <p>(4) 法第81条第1項の許可の取消しその他の処分及び工事の停止その他の措置の命令（第1号の許可に係るものに限る。）</p> <p>(5) 法第81条第2項の措置及び公告（第1号の許可に係るものに限る。）</p> <p>(6) 法第81条第3項の公示（第1号の許可に係るものに限る。）</p> <p>(7) 法第82条第1項の立入検査</p> | <p>市（盛岡市を除く。）並びに雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町</p> |
| <p>23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項の立入検査及び廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。</p> | <p>宮古市、久慈市、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、大槌町、山田町、岩泉町及び洋野町</p> |
| <p>24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の変更の届出の受理</p> | <p>宮古市、遠野市、一関市及び西和賀町</p> |
| <p>25 国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第28条第1項の遊休土地である旨の通知</p> <p>(2) 法第29条第1項の遊休土地の利用又は処分に関する計画の届出の受理</p> <p>(3) 法第30条の助言（前号の届出に係るものに限る。）</p> <p>(4) 法第31条第1項の勧告（第2号の届出に係るものに限る。）</p> <p>(5) 法第31条第2項において準用する法第25条の勧告に基づき講じた措置の報告の徴収</p> <p>(6) 法第32条第1項の買取りの協議を行う者の指定及び通知</p> <p>(7) 法第41条第1項の立入検査等（第2号の届出に係るものに限る。）</p> | <p>一関市、奥州市及び西和賀町</p> |
| <p>26 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第5条第1項の浄化槽の設置等の届出の受理</p> <p>(2) 法第5条第2項の勧告（前号の届出に係るものに限る。）</p> <p>(3) 法第5条第4項ただし書の通知</p> | <p>一関市及び奥州市</p> |

| | |
|---|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (4) 法第7条第2項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の水質検査の報告の受理 (5) 法第7条の2第1項の指導及び助言 (6) 法第7条の2第2項の勧告 (7) 法第7条の2第3項の勧告に係る措置の命令 (8) 法第10条の2第1項の浄化槽の使用開始に係る報告書の受理 (9) 法第10条の2第2項の技術管理者の変更に係る報告書の受理 (10) 法第10条の2第3項の浄化槽管理者の変更に係る報告書の受理 (11) 法第11条の2の浄化槽の使用廃止の届出の受理 (12) 法第12条第1項の助言、指導又は勧告 (13) 法第12条第2項の改善及び使用の停止の命令 (14) 法第12条の2第1項の指導及び助言 (15) 法第12条の2第2項の勧告 (16) 法第12条の2第3項の勧告に係る措置の命令 (17) 法第53条第1項の報告の徴収 (18) 法第53条第2項の立入検査等 | |
| <p>27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第10条第1項の設立の認証 (2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の設立の認証の申請等の公告及び縦覧 (3) 法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の設立の不認証等の通知 (4) 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の設立の登記をした旨等の届出の受理 (5) 法第18条第3号の監事による報告の受理 (6) 法第23条第1項の役員の名等の変更の届出の受理 (7) 法第23条第2項の添付書類の受理 (8) 法第25条第3項の定款の変更の認証 (9) 法第25条第4項の定款の変更の認証申請書の受理 (10) 法第25条第6項の軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理 (11) 法第29条第1項の事業報告書等の受理 (12) 法第29条第2項の事業報告書等の閲覧 (13) 法第30条において準用する民法第56条の仮理事の選任 (14) 法第30条において準用する民法第57条の特別代理人の選任 (15) 法第31条第2項の解散の認定 (16) 法第31条第3項の事業の成功の不能の事由を証する書面の受理 (17) 法第31条第4項の解散の届出の受理 (18) 法第32条第2項の残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証 (19) 法第34条第3項の合併の認証 (20) 法第34条第4項の合併の認証申請書の受理 (21) 法第40条において準用する民法第77条第2項及び第83条の清算人からの届出の受理 (22) 法第41条第1項の報告の徴収及び立入検査 (23) 法第41条第2項の法令違反等の理由を記載した書面の提示等 (24) 法第42条の改善の命令 (25) 法第43条第1項及び第2項の設立の認証の取消し (26) 法第43条第4項の聴聞審理を非公開とする理由を記載した書面の交付 | <p>一関市</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(27) 法第43条の2（法第12条の2において準用する場合を含む。）の意見の聴取</p> <p>(28) 法第43条の3（法第12条の2において準用する場合を含む。）の意見の聴取</p> | |
| <p>28 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（導入計画に係る農地が他の市町村の区域わたるものを除く。）</p> <p>(1) 法第4条第1項の導入計画の認定</p> <p>(2) 法第5条第1項の導入計画の変更の認定</p> <p>(3) 法第5条第2項の導入計画の認定の取消し</p> <p>(4) 法第9条の導入計画の実施状況の報告の徴収</p> | 一関市 |
| <p>29 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第26条の解体工事業者登録簿の閲覧。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。</p> | 一関市 |
| <p>30 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第6条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録</p> <p>(2) 法第7条第1項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の拒否</p> <p>(3) 法第7条第2項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の拒否の通知</p> <p>(4) 法第8条第2項の高齢者円滑入居賃貸住宅の変更の登録等</p> <p>(5) 法第9条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿の閲覧</p> <p>(6) 法第12条の高齢者円滑入居賃貸住宅の賃貸人に対する助言及び指導</p> <p>(7) 法第13条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事項の訂正等の指示</p> <p>(8) 法第14条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の取消し及び通知</p> <p>(9) 法第15条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の消除</p> <p>(10) 法第58条の終身賃貸事業の認可</p> <p>(11) 法第59条（法第60条第2項及び第73条第2項において準用する場合を含む。）の終身賃貸事業の認可等の通知</p> <p>(12) 法第60条第1項の終身賃貸事業の変更の認可</p> <p>(13) 法第62条第1項の終身建物賃貸借の解約の申入れの承認</p> <p>(14) 法第69条の認可事業者に対する助言及び指導</p> <p>(15) 法第70条の認可事業者からの報告の徴収</p> <p>(16) 法第71条第2項の認可事業者の地位の承継の届出の受理</p> <p>(17) 法第71条第3項の認可事業者の地位の承継の承認</p> <p>(18) 法第72条の認可事業者に対する改善の命令</p> <p>(19) 法第73条第1項の終身賃貸事業の認可の取消し</p> <p>(20) 法第74条第1項の認可事業者の事業の廃止の届出の受理</p> | 一関市 |
| <p>31 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可のうち、ツキノワグマに係るもの（人の生命又は身体に対し、危害が発生した場合又は危害が発生するおそれがあり、かつ、緊急を要すると認められる場合であって、規則で定める場合に限る。）</p> <p>(2) 法第9条第7項の許可証の交付及び住所等の変更の届出の受理（前号の許可に係るものに限る。）</p> <p>(3) 法第9条第8項の従事者証の交付及び住所等の変更の届出の受理（第1号の許可に係るものに限る。）</p> <p>(4) 法第9条第9項の許可証及び従事者証の再交付（第1号の許可に係るものに限る。）</p> <p>(5) 法第9条第11項の許可証及び従事者証の返納の受理（第1号の許可に係るものに限る。）</p> | 宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、藤沢町、住田町、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村、九戸村、洋 |

| | |
|--|------------------------|
| <p>るものに限る。)</p> <p>(6) 法第9条第12項の報告の受理(第1号の許可に係るものに限る。)</p> <p>(7) 法第10条第1項の鳥獣の解放等の命令(第1号の許可に係るものに限る。)</p> <p>(8) 法第10条第2項の許可の取消し(第1号の許可に係るものに限る。)</p> <p>(9) 法第75条第1項の報告の徴収(第1号の許可に係るものに限る。)</p> | 野町及び一戸町 |
| <p>32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可(生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係る場合に限る。)のうち、次に掲げる鳥獣に係るもの アナグマ、ハクビシン、ニホンジカ及びカワウ</p> <p>(2) 法第9条第7項の許可証の交付及び住所等の変更の届出の受理(前号の許可に係るものに限る。)</p> <p>(3) 法第9条第8項の従事者証の交付及び住所等の変更の届出の受理(第1号の許可に係るものに限る。)</p> <p>(4) 法第9条第9項の許可証及び従事者証の再交付(第1号の許可に係るものに限る。)</p> <p>(5) 法第9条第11項の許可証及び従事者証の返納の受理(第1号の許可に係るものに限る。)</p> <p>(6) 法第9条第12項の報告の受理(第1号の許可に係るものに限る。)</p> <p>(7) 法第10条第1項の鳥獣の解放等の命令(第1号の許可に係るものに限る。)</p> <p>(8) 法第10条第2項の許可の取消し(第1号の許可に係るものに限る。)</p> <p>(9) 法第75条第1項の報告の徴収(第1号の許可に係るものに限る。)</p> | 宮古市、遠野市、一関市、八幡平市及び西和賀町 |
| <p>33 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する事務</p> | 市(八幡平市を除く。) |
| <p>34 火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号)第2条の譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理</p> | 遠野市 |
| <p>35 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 省令第15条第1項の表の安全な場所の指示</p> <p>(2) 省令第41条第2項の完成検査証の交付(製造施設に係るものを除く。)</p> <p>(3) 省令第44条の2第4項の保安検査証の交付(製造施設に係るものを除く。)</p> <p>(4) 省令第81条の14の届出及び報告の受理(製造業者及び販売業者に係るものを除く。)</p> | 遠野市 |
| <p>36 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号。以下この項において「省令」という。)</p> <p>(1) 省令第59条第2項の貯蔵施設等の完成検査証の交付</p> <p>(2) 省令第132条の報告の受理(充てん事業者に係るものを除く。)</p> | 遠野市 |
| <p>37 風致地区内の建築等の規制に関する条例(昭和45年岩手県条例第19号。以下この項において「条例」という。)に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 条例第3条第1項の建築行為等の許可</p> <p>(2) 条例第3条第3項後段の国、県、盛岡市又は宮古市の機関との協議</p> <p>(3) 条例第3条第4項後段の通知の受理</p> <p>(4) 条例第4条第1項第5号ウ(イ)の都市の風致の維持上特に重要な森林の指定</p> <p>(5) 条例第5条第1項の許可の取消しその他の処分及び工事の停止その他の</p> | 宮古市 |

| | |
|--|---------------------------------|
| <p>措置の命令 (6) 条例第5条第2項の措置及び告示</p> | |
| <p>38 浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）第1条の2の浄化槽の撤去等の届出の受理に関する事務</p> | <p>一関市及び奥州市</p> |
| <p>39 ひとにやさしいまちづくり条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 条例第12条の指導又は助言（建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）第6条第1項第4号に掲げる建築物に限る。以下この項において同じ。）及び駐車場（法第6条第1項第1号の適用を受ける車庫を除く。以下この項において同じ。）に係るものに限る。） (2) 条例第15条の立入調査（建築物及び駐車場に係るものに限る。） (3) 条例第17条第2項の適合証の交付（建築物、当該建築物に併設される鉄道の駅（建築物に該当するものを除く。）及び駐車場に係るものに限る。）</p> | <p>宮古市、花巻市、北上市、一関市、釜石市及び奥州市</p> |
| <p>40 ひとにやさしいまちづくり条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（道路及び公園等にあつては、都市計画法第29条の開発行為の許可を要するものに限る。ただし、他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1) 条例第12条の指導又は助言 (2) 条例第15条の立入調査 (3) 条例第17条第2項の適合証の交付</p> | <p>盛岡市</p> |
| <p>41 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（工場に係るものを除く。） (1) 条例第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第14条、第15条第3項、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第22条第1項において準用する条例第14条及び第15条第3項並びに第90条第2項の届出の受理（条例第90条第2項の場合は、ばい煙発生施設又は粉じん発生施設を有する事業場を設置している者に係る届出の受理に限る。） (2) 条例第12条、第17条第1項及び第21条の命令 (3) 条例第13条第2項の期間の短縮 (4) 条例第92条第1項の立入検査（ばい煙発生施設又は粉じん発生施設を設置する事業場に立ち入る場合に限る。） (5) 条例第93条の報告の徴収（ばい煙発生施設又は粉じん発生施設を設置する者からの報告の徴収に限る。） (6) 前各号に掲げるもののほか、条例の実施に関する事務で規則で定めるもの</p> | <p>盛岡市</p> |
| <p>42 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 条例第24条から第26条まで、第28条第2項において準用する条例第14条及び第15条第3項、第32条第1項並びに第90条第2項の届出の受理（条例第90条第2項の場合は、汚水等排出施設を設置している工場又は事業場（以下この項において「汚水等特定事業場」という。）を設置している者に係る届出の受理に限る。） (2) 条例第27条、第30条第1項及び第32条第2項の命令 (3) 条例第28条第1項において準用する条例第13条第2項の期間の短縮 (4) 条例第92条第1項の立入検査（汚水等特定事業場に立ち入る場合に限る。） (5) 条例第93条の報告の徴収（汚水等排出施設を設置する者からの報告の徴</p> | <p>盛岡市</p> |

| | |
|---|---|
| <p>取に限る。)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、条例の実施に関する事務で規則で定めるもの</p> | |
| <p>43 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 条例第33条第1項の地域の指定</p> <p>(2) 条例第33条第3項の告示</p> <p>(3) 条例第34条第1項の騒音規制基準の設定</p> | 盛岡市 |
| <p>44 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 条例第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第40条において準用する条例第14条及び第15条第3項、第43条第1項及び第2項並びに第90条第2項の届出の受理（条例第90条第2項の場合は、騒音発生施設を有する工場又は事業場を設置している者に係る届出の受理に限る。）</p> <p>(2) 条例第39条、第41条第1項及び第44条第1項の勧告</p> <p>(3) 条例第41条第2項及び第44条第2項の命令</p> <p>(4) 条例第92条第1項の立入検査（騒音特定工場等又は特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入る場合に限る。）</p> <p>(5) 条例第93条の報告の徴収（騒音発生施設を設置する者又は特定建設作業を伴う建設工事を施工する者からの報告の徴収に限る。）</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、条例の実施に関する事務で規則で定めるもの</p> | 市並びに雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ケ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町 |
| <p>45 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（污水等排出施設及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1に掲げる施設に係るものに限る。）</p> <p>(1) 条例第69条第3項及び第70条第1項の届出の受理</p> <p>(2) 条例第73条第1項の勧告</p> <p>(3) 条例第73条第2項の公表</p> <p>(4) 条例第73条第3項の意見の聴取</p> <p>(5) 条例第74条第1項の命令</p> <p>(6) 条例第92条第1項の立入検査（健康有害物質取扱者の工場又は事業場に立ち入る場合に限る。）</p> <p>(7) 条例第93条の報告の徴収（健康有害物質取扱者からの報告の徴収に限る。）</p> | 盛岡市 |
| <p>46 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第20条第2項及び第31条第1項の立入検査及び廃棄物等の除去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。</p> | 宮古市及び滝沢村 |
| <p>47 循環型地域社会の形成に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 条例第21条第4項の対象建設工事により生ずる建設資材廃棄物の処理方法等（分別解体を除く。）の届出の受理</p> <p>(2) 条例第21条第5項の変更の届出の受理</p> <p>(3) 条例第21条第7項の国の機関等からの通知の受理</p> | 盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、一関市、釜石市及び奥州市 |
| <p>48 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）第6条第1項の立入検査及び県外産業廃棄物の除去。ただし、知事が</p> | 宮古市、雫石町及び滝沢村 |

| | |
|--|--------------|
| 自ら行うことを妨げない。 49 岩手県消費生活条例（平成17年岩手県条例第34号）第16条第1項の基準の事業者への通知 | 市町村（花巻市を除く。） |
| 50 法令又は条例に基づく事務で規則等で定めるもの | 規則等で定める市町村 |

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令又は条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において同表に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令又は条例の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。